

令和 6 年第 7 回

君津市農業委員会議事録

令和 6 年 7 月 5 日（金）

令和6年第7回君津市農業委員会議事録

日 時 令和6年7月5日（金）午後2時00分から午後3時06分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第10号から議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第18号 令和6年度第4次農用地利用集積計画について

日程第6 議案第19号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年7月）について

日程第7 報告第 1号から報告第 9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第10号から報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第12号から報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

出席委員（13名）

1番	内 海 孝 夫	2番	鮎 川 正 幸
3番	水 野 徳 子	4番	小笠原 武 男
5番	笹 本 幸 恵	6番	宇 野 真 弘
7番	神 子 純 一	9番	小 泉 春 水
10番	齊 藤 昇	11番	重 田 忠 男
12番	長谷川 貢	13番	鈴 木 隆
14番	石 井 和 美		

欠席委員（１名）

８番 溝 口 勝 美

出席した職員

事務局長	安 田 禎 則
事務局次長	永 瀧 一 環
会計年度任用職員	白 石 勇 一
経済環境部農政課企画調整係長	金 子 正 和

◎会長挨拶

会 長 皆さん、忙しい中、農業委員会への出席、御苦労さまです。

梅雨入りしまして雨の日が多かったんですけども、ここにきて今日も非常に暑いですが、昨日も暑くて熱中症で搬送された方が大変多かったという状況になっております。

7月中旬以降の梅雨明けということですが、梅雨明け時期には大雨が降るというふうなことが言われているそうです。大雨の被害がないように祈るばかりという状況です。

6月の初めから地域計画の話合いを進めてきましたが、次の3回目の話合いが進んでおります。これで一応地域計画のほうも話合いを終わりにして、まとめるという状況で進んでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、会議のほうよろしくお願いします。

◎諸般の報告

会 長 諸般の報告をさせていただきます。

6月の総会以降の会議、行事については、6月28日、一般社団法人千葉県農業会議第119回通常総会が千葉市のホテルプラザ菜の花で開催され、私と事務局長が出席しました。

また、当日の午後、令和6年度市町村農業委員会会長・事務局長会議が同ホテルで開催され、私と事務局長が出席いたしました。

地域計画策定に係る第3回協議の場が6月29日に清和地区、6月30日に君津地区が開催され、出席いたしました。

清和地区については神子委員、小泉委員、君津地区は内海委員も出席いただいております。それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和6年第7回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員について、会議規則第 16 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

14 番、石井和美委員、1 番、内海孝夫委員の 2 名をお願いします。

◎議案第 1 号ないし議案第 9 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第 3 条の許可申請について説明いたします。

まず、議案第 1 号です。

小香地先の田 2 筆、面積 654 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作が困難であり離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在 5,378 平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、耕運機、田植機、コンバイン、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は 150 日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第 2 号について説明します。

同じく小香地先の田 8 筆、畑 1 筆、面積 7,348 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作が困難であり離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在 1 万 2,782 平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、籾摺り機、乾燥機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は 150 日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第 3 号、議案第 4 号ですが、土地交換による所有権移転の申請ですので、一括

して説明させていただきます。

両議案とも糸川地先の畑1筆を、土地交換により無償で所有権移転するものです。交換する畑は隣り合っており、面積は両方とも1,662平方メートルとなっています。

申請理由は、土地交換をし、効率的な耕作をするためです。

許可基準として、議案第3号では、譲受人が現在1万5,270平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有をしています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第4号では、譲受人が現在1万1,159平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、こちらも資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第5号について説明いたします。

久留里地先の田12筆、面積1万6,134平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は別事業が多忙となり、農業経営の継続が難しいため、譲受人は以前から興味を持っていた農業経営を新たに始めたいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は新規就農で、今回譲渡人のオリーブ畑1万6,134平方メートルを引き継ぎ、オリーブ栽培に取り組みます。

農作業は、家庭菜園や親戚の農家の手伝いを行った経験があり、オリーブ栽培につきましては、譲渡人の指導や近隣オリーブ農家の支援を受けながら取り組むということでございます。

農機具は、乗用式草刈り機、草刈り機、軽トラックを自己資金で購入する予定で、今後必要に応じて器具・機械を購入していきます。

農作業従事日数につきましては、現在県外に居住しており、当面は休日を利用して農作業を行い、農作業従事日数は150日以上を予定しています。また、現在仕事がフルリモートワークのため、君津市内に住居を探しており、2拠点生活を行いながら、年間160日以上従事する計画としています。将来的には移住をしたいと考えているということです。

今後の農業経営につきまして、農業経営実施計画書で具体的な計画を立てており、譲渡人や他のオリーブ農園の支援を受け、栽培技術の研修も受けていくということで、資格等については問題ないと思われます。

議案第6号について説明いたします。

浦田地先の田2筆、畑1筆、面積2,434平方メートルを売買により所有権移転するもので

す。

申請理由として、譲渡人は農業が不慣れで離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大したいためです。

譲受人は、現在富津市内に3,454平方メートルの農地を経営しており、農機具は耕運機、トラック、軽トラック、草刈り機を所有をしています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第7号について説明します。

怒田地先の田1筆、面積1,284平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在1万8,193平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、粃摺り機、乾燥機、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第8号について説明します。

向郷地先の田3筆、面積1,178平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

譲受人と譲渡人は親子関係で、親子間の贈与になります。

申請理由として、譲渡人は高齢となり耕作が難しくなってきたため、譲受人は以前より耕作を行っており、農業を引き継ぎたいためです。

許可基準として、譲渡人、譲受人の世帯は、現在4,304.4平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、耕運機、草刈り機を所有をしています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第9号について説明いたします。

平山地先の田1筆、面積816平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続で取得したが市外に居住にしており、耕作、維持管理ができないため、譲受人は隣地で耕作しており、耕作面積を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在7,358平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、粃摺り機、乾燥機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

以上、事務局の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号ないし第2号について、私から報告いたします。

2番、鮎川です。

議案第1号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊1ページを御覧ください。

小香の三舟の里から郡ダム方向に100メートルほど行った右側と左側に申請場所があります。

6月27日に、譲渡人と代理人立会いで現地確認を行いました。

申請地は、一部は草刈り等がされており、管理された状態でした。譲渡人は住まいが離れており、耕作ができないため売却を考えていたそうです。譲受人は周辺を耕作しており、効率よく規模拡大ができるため購入を決めたということです。

特に問題ないと思われます。御審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第2号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、同じ別冊1ページを御覧ください。

小香の三舟の里から郡ダム方向へ、先ほどの議案第1号の先になりますけれども、150メートルほど行ったところに田んぼが8筆、その先、500メートルだと思いますが、その先のだいぶ行ったところに、郡ダムに近いほうに畑が1筆という形になります。

やはり6月27日に、譲渡人、譲受人及び代理人立会いで現地確認を行いました。申請地は、一部は既に譲受人が耕作しており、水稻栽培しておりました。一部は草刈り等されており、管理された状態になっていました。やはり譲渡人は耕作ができないので、売却を考えていたということです。

譲受人は周辺でソラマメ等の栽培もしており、効率よく規模拡大ができるため購入を決めたということです。

特に問題がないと思われます。御審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第3号ないし第4号について、5番、笹本委員から申し上げます。

笹本委員 5番、笹本です。

第3号議案、第4号議案について関連していますので、一括して御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

場所ですが、別冊 3 ページを御覧ください。

紙面真ん中の上に大江戸温泉物語君津の湯があります。そこから約 1 キロくらい久留里方面へ向けて下ってくると、右側に糸川の間野地区に入る道があります。150メートルくらい入ったところを右折し、300メートルくらい行ったところの右側に申請地があります。

6 月 2 9 日午後 1 時30分に、申請人であるお二人と会い、現地の確認と聞き取りをしました。

双方ともにきちんと耕作されており、3 号議案の譲受人はオリーブを栽培していて、隣接する畑もオリーブが栽培されていました。4 号議案の譲受人は、自宅の並びが申請地となっていて、双方の親の代から利便性を考えて農地を交換して使用していたとのことでした。

面積も同じであることから、特に問題はないと思われます。よろしく御審議お願いいたします。

議 長 続きまして、議案第 5 号ないし第 8 号について、12 番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 長谷川です。

議案第 5 号について説明いたします。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所は別冊の 4 ページ、久留里駅から鴨川方面に向かう久留里街道の久留里インターの先を右折して、300メートルのところぐらいにあります。一応 3 か所に分かれておりまして、6 月 2 7 日、譲渡人と譲受人で現地の確認を行いました。

譲渡人は、他の事業が忙しくなり継続が困難だということです。譲受人は新規に就農したいということで、オリーブの栽培の継続をしたいとのことでした。現在は半分は植栽済みで、残りはすぐに植付け可能な状態にあります。今後、草刈りや植栽を行うとのことでした。

不許可になる要件に当たるものはないと思われますので、特に問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、第 6 号議案です。

詳細につきましては、やはり事務局の説明のとおりです。

場所は、別冊 5 ページ、久留里駅から久留里街道鴨川に向かって、大森川の橋の手前を右折した 1 キロぐらいのところにあります。

6 月 2 7 日、譲受人と現地の確認を行いました。

譲渡人は相続したが耕作の経験なく譲渡したいとのこと、譲受人は現在、先ほどお話がありましたけれども、富津市でニンニク等を栽培しているので、購入し、ニンニクを栽培したいということでした。

不許可の要件に当たるものはないと見られますので、特に問題ないと思われます。御審議のほどよろしくをお願いします。

第7号議案ですね。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所は、6ページの久留里街道をまえたクリニックを左折して、約3キロほど行った大日堂の前にあります。

7月2日、譲受人と現地確認を行いました。

同地区で耕作している譲受人が譲渡されたということで、圃場については今年ももう耕作をされております。土地改良の用水についても、草刈りも積極的にしているとのことでした。

不許可の要件に当たるものはないと思われますので、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

続いて、第8号議案。

詳細につきましては、先ほど事務局の説明のとおりです。

場所につきましては、7ページの久留里駅から君津方面に向かい、国道410号線を通り過ぎて約50メートルのところを左折したところにあります。

7月2日、譲渡人と現地確認を行いました。

用水路もなく畑になっています。譲受人は休日等に家に帰ってきて作業するとのこと、不許可の要件に当たるものはないと思われますので、特に問題ないと思われます。御審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

議長 続きまして、議案第9号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号9号について御説明いたします。

申請内容の所在につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊5ページを御覧願います。

この地図を縦に見ると思うんですが、議案第9号と書いてある左下のほうにJR久留里線の平山駅があります。そこから西のほう、久留里駅のほうに向かって線路を通って

600メートルほど行ったところでございます。

6月25日午前に、代理人と現地を確認して行いました。

現地は今までは水稻を作付していたそうですが、今年は作付けはされていません。ですが、よく耕うんしてありまして、管理されていました。譲渡人は相続によりこの土地を取得しましたが、相続する以前から隣接農地を所有している譲受人が、本申請地と一緒に耕作しているということ、また、譲渡人が遠方に生活拠点があり、農地の維持管理ができないことから、譲受人に無償にて譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は以前から本申請地を耕作しており、農業経営規模拡大するため取得するとともに、権利関係をはっきりさせたいということでございます。

問題はないと思われますので、よろしく御審議お願いいたします。

以上です。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

宇野委員。

宇野委員 6番、宇野です。

どの議案かというとなれなんですけれども、オリーブ園の事業売却をしたいという、ホームページで事業売却をしたいというものが情報として出ていたので、その規模拡大するのと事業売却する話と、理由は本業が忙しくなったため事業売却したいというふうな情報が出ていて、その辺の情報は事務局のほうとかは確認というか、取れているのかなと思って、詳しい話はどういうふうになっているかちょっと分からないんですけれども、公に事業を売却したいというのを見たので、その辺どうなっているのかなということなんです。

白石会計年度任用職員 今回申請の案件については、同じような理由でしているけれども、それ以外の情報はうちのほうでは把握していないです。この件ではないんじゃないかと思えますけれども。

宇野委員 間野なんで……オリーブと商号付けてやっている人はそんなにいないと思います。

白石会計年度任用職員 すみません、事務局では確かな情報は把握していないです。

永瀧次長 間野の話ではなくて、今回、この案件は久留里のほうの案件で、間野にあるオリーブとはまた別の、全く関係がないところです。

宇野委員 のも分かっているんですか、全く関係ないのも確認が取れている。

永瀧次長 確認はすみません、取れていませんが、久留里のほうはあくまで個人で事業を進め

ていたので、こっちのほうはまた目的が違うと、久留里のほうは当初搾油、実をならして搾油したいという話がありました。間野のほうはお茶を生産する、お茶をさらに煮詰めてサプリメントを作りたいという、事業をやりたいというふうに伺っています。

事業主体も片や法人化でやっていますし、こっちは、今回手放すほうについては、全く個人の農家としての事業を展開していたようです。改めて全く関係がないかと特に確認はしていないんですけれども、スタートが違うので恐らく違うのかなと考えております。

以上です。

宇野委員 議案3と4に関しては、パスタ屋さんのほうのあれ……

永嶋次長 3と4については、過去にお互いで場所を交換しようと口約束していてずっと来ていたと、また代替わりをするので、きれいにしとこうよということでこれをやったそうです。

笹本委員 そうみたいです。別にオリーブをやっていようが関係ない話です。

宇野委員 分かりました。

議長 よろしいですか。

ほかに何か御質問。

鈴木委員。

鈴木委員 議案第5号ですけれども、譲渡人は今まで何を作っていたんですかね。それと譲受人は埼玉のほうの人なんですけれども、ここまで通って農業できるんですか。

白石会計年度任用職員 譲渡人は、今お話がありましたとおり、オリーブの栽培をしておりました。今ここで譲り渡す農地につきましては、全部オリーブ畑ということで経営をしておりました。

譲受人のほうは、今埼玉県のように住んでいらっしゃいますけれども、当面は休日を利用して耕作に通ってくるということなんです、フルリモートということで、今こちらで住居を探しているということです。こちらに住んで、埼玉と行ったり来たりするということなんですけれども、2拠点で生活しながら耕作を行っていききたいということです。

こちらに住居を得ることができれば、160から180日は作業ができますということでした。

以上です。

議長 よろしいですか。

鈴木委員 久留里のほうに住むということですか。

白石会計年度任用職員 ええ、そうですね、久留里のほうに今住居を探しているということです。

議 長 ほかに何か御質問、御意見ありますか。

水野委員。

水野委員 3番、水野です。

6号議案なんですけれども、譲渡人の方が農業不慣れなため離農したいということなんですけれども、この方はもともとどういう形で農地を取得していた、新規就農者ですか。

議 長 いいですか。

長谷川委員 長谷川です。

相続ですね、婚姻していて相続ということです。それで、不慣れというか、不慣れと書いてありますけれども、私も近くなんですけれども、農業やっていることは見たことありません。この人は実際やっていないと思います。こっちに来たことはないですね。

水野委員 分かりました。

議 長 よろしいですか。

水野委員 すみません、この申請理由というのは、向こうの方が書かれたんですか。

白石会計年度任用職員 そうです。

水野委員 不慣れなため、向こうの方が出すんですか。

白石会計年度任用職員 本当はやったことがないということらしいです。

水野委員 はい、分かりました。

議 長 よろしいですか。

水野委員 はい、ありがとうございます。

議 長 ほかに何か御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、採決に移りたいと思います。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第３号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第４号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第５号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第６号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第７号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第８号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第９号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第１０号ないし議案第１７号

議長 日程第４、議案第１０号ないし第１７号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 それでは、議案第１０号ないし第１１号について、同一事業のため一括して御説明いたします。

議案書の４ページを御覧ください。

大井地先の田２筆、面積４６２平方メートルをそれぞれ賃貸借、所有権移転により農業用駐車場に転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第１種農地相当の農振農用地となります。本来、第１種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第４条第１項第２号イ及び第１１条第１項第２号イ、農地法施行規則第３３条本文において、農業用施設、農畜産物の処理加工施設などの地域の農業振興に資する施設の用に供する場合、農業用施設の管理・利用のために必要不可欠な駐車場・トイレなどは適切な規模であれば認められます。

譲受人は、観光イチゴ園を主体とした農業経営を行う認定農業者で、ハウスの新規増設するなど積極的な規模拡大を図っており、観光バスの駐車場の不足から申請に至りました。

造成は、購入土により埋立てし、砕石を敷きならし整地します。

用水は使用せず、雨水排水は既存の排水路に接続します。

工事中は堰堤を築き、土砂及び雨水の流出を防止いたします。

立入り防止柵を設置し、重機等を使用時には安全管理者を置きます。

議案第１２号について御説明いたします。

俵田地先の田２筆、１,６１５平方メートルを賃貸借により事務所用地へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。既存の周辺３支店を１か所に集約し、経営コストを抑制する計画です。

敷地は埋立てを行い、アスファルト舗装にして施工します。

用水は公共水道を使用します。

汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、適切に処理し、雨水排水とともに西側既存の水路へ接続します。

工事中は、粉じん等の飛散がないように散水します。道路交通の阻害を生じさせないように、工事車両等の路上駐車防止に努めます。

敷地外周にはコンクリートブロックを設置し、土砂流出を防止します。

農業用排水、施設、日照、通風への影響はありません。

議案第 13 号について御説明いたします。

議案書の 5 ページを御覧ください。

久留里地先の田、面積928平米を所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は市街化調整区域外で、農地区分は第 2 種農地相当となります。

申請地に、太陽光パネル144枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水は使用しません。

雨水のみ自然浸透とし、汚水排水はありません。

工事中は近隣住民に対し常に注意を払い、周辺住民の生活に支障がないよういたします。

工事車両の進入通行を慎重にし、近隣住民の通行の妨げにならないよう注意いたします。

工事後も近隣施設へ土砂が流出しないよう留意し、必要に応じて土のう等で対策を講じます。

通風、日照の妨げになるような工作物は設置いたしません。

隣接農地の営農に影響のないよう境界にフェンスの設置をいたします。

議案第 14 号について御説明いたします。

浦田地先の田 1 筆、555平方メートルを賃貸借により駐車場へ一時転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第 1 種農地相当の農振農用地となります。本来、第 1 種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号イ及び第 11 条第 1 項第 1 号イの仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることに該当すると考えられます。

譲受人は、令和 7 年 3 月に大規模な行事を控えていることから申請に至りました。

埋立て等を行わず整地のみ行います。

用水は使用せず、雨水排水は自然浸透とします。

工事中は周辺農地の作付等に十分配慮するとともに、粉じん、防音等に注意を払います。

周辺農地に通風、日照等で営農阻害しないよう配慮いたします。

議案第 15 号について御説明いたします。

浦田地先の田 2 筆、面積1,037平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は、都市計画区域外で農地区分は第 2 種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル144枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水は使用しません。

雨水のみで自然浸透とし、汚水排水はありません。

工事中は近隣住民に対し常に注意を払い、地域住民の生活に支障がないよう注意いたします。

工事車両の進入を慎重にし、近隣住民の通行の妨げにならないよう注意いたします。

工事後も隣接地への土砂が流失しないよう留意し、必要に応じて土のう等で対策を講じます。

日照、通風の妨げになるような工作物は設置しません。

隣接農地の営農に影響のないよう境界にフェンスを設置いたします。

議案第16号について御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

浦田地先の田1筆、面積991平方メートルを所有権移転によりオートキャンプ場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水は使用しません。飲用水は利用者が各自持参することを計画しています。

雨水のみで自然浸透とし、汚水は利用者が持ち帰ることを前提としております。

工事中は近隣住民に対し常に注意を払い、生活に支障が出ないよういたします。

近隣の農地耕作物に影響が出ないよう配慮いたします。

埋立て等を行わず、整地のみ実施いたします。

近隣の農業用排水や施設、日照、通風及び土砂の流出はない見込みです。

議案第17号について御説明いたします。

草川原地先の田3筆、面積522平方メートルを所有権移転により駐車場及び資材置場用地へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲受人は釣り舟ボートハウスを経営しており、お客様の増加により駐車場が不足していること、また、破損ボートの修繕やボート接岸足場資材などの資材置場として使用します。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水は使用しません。

雨水のみで自然浸透とし、汚水排水はありません。

整備時及び施工後については、周辺農地の作付等に十分配慮いたします。

周囲の農地より低い立地にあるので、日照、通風等への影響はないと考えます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第10号ないし第11号について、5番、
笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第10号議案、第11号議案は関連しておりますので、一括して御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のあったとおりです。

場所ですが、別冊8ページを御覧ください。

紙面真ん中より少し左に、中村橋とあります。その前を左側から右側、清和方面に通っているのが県道92号線です。中村橋前から清和方面へ200メートルあまり行ったところを右折し、50メートルくらい入った左側が申請地です。

第10号議案の田は耕作されており、第11号議案の田は保全管理となっていました。

6月29日午後3時に代理人の方と会い、現地の確認と聞き取りをしました。

10号、11号の田は続きになっていて、その隣地は譲受人のイチゴの苗の育苗用ハウスとなっています。観光イチゴ農園を営んでいる譲受人は、大型バスの駐車場が既存する駐車場に入るには道が大変狭く、住宅の間を曲がるときには危険が伴うとのことで、申請地であれば県道からの入り口も心配なく、住宅の間も通ることがないので安全であることから、特に問題ないと思われます。よろしく御審議のほどお願いします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第12号について、11番、重田委員からお願いします。

重田委員 11番、重田です。

議案第12号について説明します。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地説明は、別冊の9ページを開いていただきたいと思います。

久留里線俵田駅から小櫃佐貫停車場線を岩出方面に向かい、2番目の信号を左に曲がり、100メートル先の右側が申請地です。

現地確認は、7月2日に譲渡人、譲受人と現地確認と申請内容について確認しました。

譲渡人は高齢により管理ができないため、譲受人は周辺に存在する3地点の支店を1か所に集約することで組合員の利便性が図れること、また、まとまった用地、組合員の交通アクセスなど総合的に判断した結果、上記理由により申請地に決めたそうです。

よって、第5条、賃貸借、事務所への転用です。

特に問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、議案第13号ないし第16号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 長谷川です。

議案第13号、詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所につきましては、13号は10ページのところになります。

久留里街道の久留里神社手前を左折して、約500メートルほど行ったところの右側にあります。

6月25日、代理人と現地確認を行いました。このところは山に囲まれているところですが、不許可の要件に当たるものはないと見られますので、特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願いします。

14号につきましては、詳細につきましては事務局の説明のとおりです。

場所につきましては、4ページになります。

久留里駅から亀山方面に向かって、久留里街道の久留里神社の先を右折して約400メートルぐらいのところにあります。

6月25日に、代理人と現地の確認を行いました。

譲渡人は、現在耕作しておらず管理しているだけです。譲受人は、寺の行事で駐車場が少ないために、一時的に駐車場が必要となったためにこの土地を利用したいと。不許可の要件に当たるものはないと見られますので、特に問題はないと思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

第15号ですね、詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所については、同じく10ページになります。

久留里街道を先ほどのちょっと先になります。イチハラ自動車のところを左折しまして、300メートルぐらい行ったところになります。

6月29日、代理人と現地確認を行いました。

やはりここも先ほどと同じで、耕作しておらず管理しているだけです。回りもほとんど耕作している土地はありませんでした。特に不許可の要件に当たるのではないと思われますので、特に問題ないと思われます。御審議のほどよろしく願いいたします。

16号ですね、詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所については、10ページ、久留里街道のやまいち印刷の手前を左折して、約400メートルほど行った右側の道路下にあります。

6月29日、譲受人と近隣の住民と現地の確認を行いました。

大森川と道路に挟まれており、周囲は3筆で休耕地になっておりました。譲受人は、今後隣接の宅地と住居を購入するとのことでした。また、松丘地区でも3年前から同様のキャンプ場を経営しているということでした。近隣住民も了解しています。不許可に当たるものはないと見られ、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

議長 続きまして、議案第17号について、14番、石井委員から願います。

石井委員 14番、石井です。

農地法第5条、議案番号17につきまして、現地確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、ただいま事務局より説明のとおりでございます。

6月24日、代理人の方と同行にて、所有権移転での駐車場及び資材置場としての現地確認をいたしました。

申請地につきましては、別冊の11ページを御覧いただきます。

国道465号、鴨川方面に向かっていった名殿の信号を大多喜方面に向かい、2キロメートルぐらい大多喜のほうに向かったところになります。ここは亀山ダムができたときに橋ができたところで、右側が三石山の入り口の看板が大きく出ています。その反対側にボート屋さん、のむらボートの看板がありまして、そこを入ったところのちょっと下に、低い土地になりますかね、亀山ダムのほitoriであります。

譲受人も立ち会いまして、ここ3筆になっていますけれども、3筆とも地続きとなっておりまして、休耕地となっており、草刈り等は実施されておりまして、そこそこ整備はされています。

先ほども事務局からお話ありましたように、近年、ボートの釣りに来る方が車1台に1人しか乗ってこないという状況で、土日なんかだと駐車場が大変混みあって、駐車場が少なくて困っているということで、今回の申請とのことでした。

近隣の釣り整備組合、またダム周辺ですのでかずさ水道企業等の許可も得ており、特に問

題はないと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第１８号

議長 長 日程第５、議案第１８号 令和６年度第４次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、議案第１８号につきましては、１番、内海孝夫委員が関係する事案が含まれております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(１番 内海孝夫委員 退室)

議長 長 議案第１８号について、経済環境部農政課より説明をお願いいたします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 農政課の金子です。

議案第１８号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の附則第５条第１項の規定により、令和６年度第４次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書８ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区 5 件、5 筆、6,044 平方メートル、小糸地区 5 件、13 筆、1 万 5,045 平方メートル、清和地区 3 件、9 筆、1 万 675 平方メートルの合計 13 件、27 筆、3 万 1,764 平方メートル。

以上でございます。

所有権移転については、今回はございません。

個別の案件につきましては、議案書 9 ページから 15 ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では令和 5 年 4 月 1 日より前の旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第 18 号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、意見がありましたら挙手をお願いいたします。

宇野委員。

宇野委員 今話している地域計画が済んだら、これはどういうふうに進んでいくんですか、ちょっと今回だけの話じゃないんですけれども。

金子経済環境部農政課企画調整係長 地域計画ができる前までは、この旧法律で対応できるんですけれども、地域計画ができた後は、もう全部促進計画のほうで契約をするということで、本年度中に計画ができる、義務づけられておりますので、来年度以降はもうこの旧法の契約というのはなくなる。全て促進計画のほうで契約いただくという形になります。

宇野委員 そうすると、地域計画に参加していない方が新しく借りようとした場合には、地域計画に入ることから始まるということですか。

金子経済環境部農政課企画調整係長 法律上は、地域計画に位置づけられているというのが条件なんですけれども、今後位置づけられるという予定でも促進計画で契約はできますので、後追いで計画を変更するという形で対応できるかなと。まずは地域計画を直してからではなくて、先に契約を進めていって、それからでも計画の変更という形で問題ないかというところなので。

宇野委員 現状、何ですかね、飛び込みで入ってきて、利用集積という形の名目になっているじゃないですか。

金子経済環境部農政課企画調整係長 はい。

宇野委員 たくさん新しい人が入ってくると、真ん中虫食いみたいにちょこんと小さい人が作って、そうすると集積で集める形になるとすごい効率悪くなっちゃったりする場合も考えら

れるんじゃないですか。そうしたら本末転倒かなという気もするんですけども。

金子経済環境部農政課企画調整係長 法律の趣旨的には集積というものではありませんが、それはできないという制度ではないので……

宇野委員 分かりました。

議 長 いいですか。

それでは、議案第18号について採決したいと思います。

議案第18号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 案 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

ここで内海委員の入室を認めます。

(1番 内海孝夫委員 入室)

◎議案第19号

議 長 日程第6、議案第19号 令和6年度農用地利用集積計画案（令和6年7月）についてを議題といたします。

議案第19号について、経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 議案第19号について御説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対しまして、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成した令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年7月分）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

差し替え後の資料の17ページ、上の段を御覧ください。

一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区1件、田2筆、3,371平方メートル、以上でございます。

また、機構、受け手間契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区9件、田49筆、5万910.51平方メートル、以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書18ページから23ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第１９号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、意見等がありましたらお願いします。

これはあれですね、地域計画を策定したところのあれじゃないんですか、１９号は。

金子経済環境部農政課企画調整係長 でも、新しい法律でもできるというのが促進計画なので。

議長 地域計画ができていなくても……

金子経済環境部農政課企画調整係長 地域計画ができていなくても、これでもできる……

議長 何か質問、意見ありますか。

(発言する者なし)

議長 それでは、議案第１９号について、採決いたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

◎報告第１号ないし報告第１８号

議長 日程第７、報告第１号ないし第９号 農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告第１０号ないし第１１号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告第１２号ないし第１８号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第１号ないし第１８号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第１号ないし第１８号を終わります。

◎閉 会

議長 これをもちまして、令和６年第７回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和６年第８回農業委員会総会は、令和６年８月５日月曜日に市役所５階小会議室にて１時３０分から開催する予定でありますので、よろしくお願いします。

(午後 3 時 0 6 分)